

平成21年9月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 徳 重 寛

平成21年(ワ)第2869号損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成21年7月15日

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件各無効確認請求及び差止め請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

- 1(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）が無効であることを確認する。
- (2) 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号。以下「対テロ特措法」という。）が無効であることを確認する。
- (3) イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年法律第137号。以下「イラク人道復興支援特措法」という。）が無効であることを確認する。
- (4) イラク人道復興支援特措法の一部を改正する法律（平成19年法律第101号。以下「イラク特措法改正法」という。）が無効であることを確認する。
- (5) テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成20年法律第1号。以下「新対テロ特措法」という。）が無効である

ことを確認する。

- 2 被告は、対テロ特措法ほかに基づくインド洋米軍ほかに対する給油活動及びソマリア沖海上自衛隊の派遣（以下「本件自衛隊派遣等」という。）を中止せよ。
- 3 被告は、原告に対し、各選定者のために、各5万円を支払え。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、選定者らのために、被告に対し、①憲法違反、国際強行法規違反等を理由とする日米安保条約、対テロ特措法、新対テロ特措法、イラク人道復興支援特措法及びイラク特措法改正法の無効確認請求（以下「本件各無効確認請求」という。）、②自衛隊員の平和的生存権の侵害等を理由とする本件自衛隊派遣等の差止め請求（以下「本件差止め請求」という。）をするとともに、③本件自衛隊派遣等により選定者ら自身の平和的生存権及び納税者基本権が侵害され、精神的苦痛を受けたと主張して憲法17条、国家賠償法1条1項、民法709条及び民法710条に基づく損害賠償請求（以下「本件損害賠償請求」という。）をする事案である。

## 2 争点及び当事者の主張

### (1) 本件各無効確認請求の当否（争点1）

#### （原告の主張）

日米安保条約は、日本の岸信介首相がアメリカ合衆国大統領アイゼンハワーに買収されて締結された条約であり、国際慣習法、条約法に関するウィーン条約（昭和56年条約第16号）等に違反するなどの理由により無効であり、また、対テロ特措法、新対テロ特措法、イラク人道復興支援特措法及びイラク特措法改正法（以下「本件各法律」という。）は、被告が憲法、国連憲章等の禁止する武力行使、軍事活動、戦闘作戦行動を行う根拠としているものであり、憲法及び一般国際強行法規に違反するなどの理由により無効である。

選定者らは、日米安保条約、本件各法律に基づいて行われた本件自衛隊派遣等やその他の自衛隊活動により、平和的生存権、納税者基本権、幸福追求権及び思想信条の自由を侵害されているから、本件各無効確認請求に係る訴えは、法律上の争訟といえ、行政府による専制的決定によって受ける被害に対しては司法によって救済措置が執られるほか手段がないのであるから、確認の利益が認められる。

(被告の主張)

裁判所の審判の対象は「法律上の争訟」でなければならぬところ(裁判所法3条1項)、原告は、具体的な争訟事件を前提とせず、本件各無効確認請求によって、抽象的に日米安保条約及び本件各法律の無効確認を求めるものであって、これは、選定者らの具体的な権利義務ないし法律関係の存否にかかわらず、国民としての一般的な資格・地位に基づき国に政策の転換を迫る民衆訴訟の実質を有するものであり、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいえないから、本件各無効確認請求に係る訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、不適法である。

(2) 本件差止め請求の当否(争点2)

(原告の主張)

本件自衛隊派遣等は、自衛隊員が有する平和的生存権、幸福追求権、平等権を侵害するものであり、また、選定者らの平和的生存権、幸福追求権、思想信条の自由を内容とする人格権を侵害するものであって、選定者らは、本件自衛隊派遣等によってその全人格、日常生活全般に及ぶ深刻かつ長期にわたる精神的損害を被っているのであるから、これらの権利に基づき、本件差止め請求が認められる。

(被告の主張)

原告は、自衛隊員の平和的生存権、幸福追求権、平等権等が侵害されることを根拠として本件差止め請求をしていると解されるところ、原告がその主

張の根本的な根拠としているものと解される平和的生存権は、その概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画することさえできない、極めてあいまいなものであり、裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めることはできない。また、仮に自衛隊員の平和的生存権等が侵害されていたとしても、選定者らの具体的な権利義務ないし法律関係の存否に何ら関係がないことは明らかであるから、本件差止め請求に係る訴えは、原告らの具体的な権利義務ないし法律関係の存否にかかわらず、国民としての一般的な資格・地位に基づき国に対し政策の転換を迫る民衆訴訟の実質を有するものであって、「法律上の争訟」には当たらず、裁判所の審判対象とならないから、不適法である。

(3) 本件損害賠償請求の当否（争点3）

（原告の主張）

日米安保条約、本件各法律及びこれらに基づく本件自衛隊派遣等やその他の自衛隊活動により、選定者らは、武力行使に主権者として加担させられ、「加害者としての平和的生存権」を侵害されている上、憲法30条により認められる、合憲行為にしか納税せず、憲法を遵守した健全な支出にしか納税しない権利（納税者基本権）を侵害されているから、平和的生存権を侵害されたことによる精神的苦痛の慰謝料と、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年条約第7号）に基づくいわゆる「思いやり予算」によって支出された合計約2兆7418億円を日本人の総人口及び在留外国人の総数の合計約1億2992万人で割った1人当たり2万円の返還請求権の実質を有する納税者基本権の侵害による慰謝料とを合算し、憲法17条、国家賠償法1条1項、民法709条、710条に基づき、慰謝料5万円を請求する。

(被告の主張)

憲法17条は、法律による具体化を予定しており、公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うかを立法府の政策判断にゆだねたものであるから、国に対する損害賠償請求の直接の根拠とはならないため、原告の同条に基づく損害賠償請求は主張自体失当である。

また、憲法は、国費の支出については、国民の代表者によって構成される国会における審議等を通じ国民の意思を反映させることを予定しているのであって、憲法が、納税者である個々の国民に対し、国費の支出について原告の主張するような権利を保障していると解すべき根拠は見当たらないし、他に現行法上、原告主張の「納税者基本権」なる権利を認めた規定は存在しないから、原告主張の「納税者基本権」なるものも、上記(2)記載の平和的生存権と同様、国民個々人に保障された具体的な法的権利とは認められない。

したがって、原告の国賠法1条1項及び民法709条、710条に基づく損害賠償請求は主張自体失当である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1 (本件各無効確認請求の当否) について

裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、法令の適用により終局的に解決することができるものに限られるところ(最高裁昭和27年(マ)第23号同年10月8日大法廷判決・民集6巻9号783頁、最高裁昭和61年(オ)第943号平成元年9月8日第二小法廷判決・民集43巻8号889頁参照)、本件各無効確認請求は、一般的抽象的に、日米安保条約及び本件各法律が無効であることの確認を求めるものであるから、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に当たらないことが明らかである。

したがって、本件各無効確認請求に係る訴えは、不適法である。

2 争点2（本件差止め請求の当否）について

原告らは、本件自衛隊派遣等により、自衛隊員の平和的生存権、幸福追求権、平等権が侵害されていること及び原告らの平和的生存権、幸福追求権を内容とする人格権が侵害されていることを理由として、民事上の請求として本件自衛隊派遣等の差止めを求めている。しかしながら、本件自衛隊派遣等の差止めを求める原告の請求は、必然的に、新対テロ特措法、自衛隊法等に基づく防衛大臣の自衛隊の部隊等に対する命令等の内閣総理大臣、内閣及び防衛大臣の行政権の行使の取消し、変更又はその発動を求める請求を包含することになるものであるから、民事上の請求としては不適法であるといわざるを得ない。

3 争点3（本件損害賠償請求の当否）について

(1) 原告は、本件自衛隊派遣等により、選定者らの平和的生存権、納税者基本権、幸福追求権その他の憲法上の権利が侵害されたとして、被告に対して、憲法17条、国家賠償法1条1項、民法709条及び710条に基づき損害賠償を求めている。

(2) 憲法17条は、国又は公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負うことを原則とした上、公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うかを立法府の政策判断にゆだねたものであって（最高裁平成11年(オ)第1767号同14年9月11日大法廷判決・民集56巻7号1439頁参照）、国に対する損害賠償請求の直接の根拠となるものではないというべきである。

(3) 被告の国家賠償責任を認めるためには、私人の具体的な権利ないし法的利益が侵害されたことが必要である。

この点、原告は、本件各法律ほかに基づいて行われた本件自衛隊派遣等やその他の自衛隊活動により平和的生存権、納税者基本権、幸福追求権及び思想信条の自由が侵害されたと主張しているところ、まず、平和的生存権につ

いて検討するに、憲法前文は、その第2段において、「全世界の国民」が「平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定しているが、そもそも憲法前文は、その理念、基本原則等を宣言したものであり、本文の各条項の解釈の指針、基準を示すものではあっても、そこから直ちに法的効果や法的拘束力が生ずるものと解することはできない。また、憲法前文にいう「平和」とは、憲法上の理念ないし目的としての抽象的概念であり、このような抽象的概念を中核とする「平和的生存権」は、裁判上の救済を予定している具体的権利としては、その内容、主体、成立要件、法律効果等が不明確であるといわざるを得ない。したがって、憲法が各国民に対し、平和的生存権を裁判上の救済を受けることのできる具体的権利ないし利益として保障しているものと解することは困難である。

次に、納税者基本権について検討するに、憲法は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うとし（30条）、あらたに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることとする（84条）一方、国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいてこれを行使しなければならないとし（83条）、国費の支出は予算の形式で国会の審議・議決を受けることを要求する（85条、86条）など、国費の支出については、国民の代表者によって構成される国会における審議等を通じて国民の意思を反映させることを予定しており、国民に対し、原告の主張するような権利を保障していると解すべき根拠は見当たらないし、現行法制上、原告主張の納税者基本権なる権利ないし法的利益を認めた規定も存在しない。したがって、憲法及び現行法が、各国民に対し、原告の主張するような内容の納税者基本権を裁判上の救済を受けることができる具体的権利として保障しているものと解することはできない。

また、本件において原告の主張する思想信条の自由について検討するに、本件において、選定者らが被告から直接的な侵害行為を受けたとの主張立証

はなく、選定者らが本件自衛隊派遣等やその他の自衛隊活動により不快感、嫌悪感を感じたとしても、間接民主制の下においては、国家の措置・施策が個々の国民の信条、信念、憲法解釈等と相反する事態が生じることは当然に予定されているから、国家の措置・施策に対する国民の内面的感情が裁判上保護に値する具体的な権利又は法的利益であるということもできない。

さらに、原告の主張する幸福追求権、平等権その他の憲法上の権利について検討するに、原告の主張するこれらの権利の具体的内容は、結局、原告が主張する平和的生存権ないし納税者基本権にほかならず、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利ないし法的利益ということとはできない。

したがって、本件損害賠償請求において、原告が被侵害利益として主張する平和的生存権、納税者基本権、幸福追求権その他の憲法上の権利は、いずれも具体的な権利ないし法的利益ということとはできないのであるから、本件自衛隊派遣等やその他の自衛隊活動により、選定者らの具体的な権利ないし法的利益が侵害されたものということとはできない。

- (4) 原告は、被告に対し、国の公権力の行使に当たる公務員の職務行為の違法を理由とする損害賠償請求をしているところ、そのような損害賠償請求は、国家賠償法1条等によるべきであって、民法709条及び710条に基づいてすることはできない。
- (5) したがって、原告の本件損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

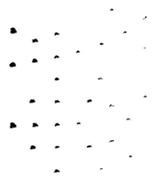
#### 4 結論

以上によれば、本件各無効確認請求及び本件差止め請求に係る訴えは、いずれも不適法であるから、これを却下することとし、本件損害賠償請求は、いずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 松 並 重 雄

裁判官 坂 田 千 絵

裁判官 長 博 文



(別紙)

当 事 者 目 録

東京都新宿区四谷4-23 第1富士川ビル3F

選定当事者

原 告 長 岩 均

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国			
同 代 表 者 法 務 大 臣	森	英	介
同 指 定 代 理 人	磯 村		建
同	梶 山	大	輔
同	綿 名	澄	江
同	水 廣	佳	典
同	別 所	健	一
同	堤	進	也
同	石 川	真 由	美
同	石 垣	友	明
同	高 澤	令	則
同	長 野	将	光
同	亀 田	政	之
同	平 川	和	三
同	松 下	陽	子
同	上 中	孝	文
同	迫 野	文	成
同	久 保 村		真

也樹子航

拓優紗 矢

橋本桃田

石根洲津

同同同同

これは正本である。

平成21年9月16日

東京地方裁判所民事第24部

裁判所書記官 徳重

寛